

令和2年第1回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和2年3月4日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年3月4日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 東 博明	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 藤川 健	産業振興課長 西野 公啓	建設課長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室 里中 和樹	防災対策室長 山口 成人
生活環境室長 見並 智俊	地域共生室長 奥野 良子	監 査 委 員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同 書 記 川口 文香	同 書 記 尾中 亮太
--------------	-------------	-------------
- 8 議事日程
  - 第 1 会議録署名議員の指名

4 番	津田 久美子	君
5 番	前川 さおり	君
  - 第 2 会期の決定の件 14 日
  - 第 3 諸般の報告 報告第1号 例月出納検査の結果報告について
  - 第 4 諮問1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
  - 第 5 議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 第 6 議案第 2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

- 第 7 議案第 3 号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 7 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8 号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 13 議案第 9 号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 11 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 12 号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 13 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14 号 玉城町消防団条例の一部改正について
- 第 19 議案第 15 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 20 議案第 16 号 町道の認定について
- 第 21 議案第 17 号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第4号)
- 第 22 議案第 18 号 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 23 議案第 19 号 令和元(2019)年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 24 議案第 20 号 令和元(2019)年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 25 議案第 21 号 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 26 議案第 22 号 令和元(2019)年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 27 議案第 23 号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)

- |     |        |                                     |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第28 | 議案第24号 | 令和元(2019)年度玉城町水道事業会計補正予算(第3号)       |
| 第29 | 議案第25号 | 令和元(2019)年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号) |
| 第30 | 議案第26号 | 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)      |
| 第31 | 議案第27号 | 令和2年度玉城町一般会計予算                      |
| 第32 | 議案第28号 | 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計予算                |
| 第33 | 議案第29号 | 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算           |
| 第34 | 議案第30号 | 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計予算                |
| 第35 | 議案第31号 | 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算              |
| 第36 | 議案第32号 | 令和2年度玉城町介護保険特別会計予算                  |
| 第37 | 議案第33号 | 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算               |
| 第38 | 議案第34号 | 令和2年度玉城町病院事業会計予算                    |
| 第39 | 議案第35号 | 令和2年度玉城町水道事業会計予算                    |
| 第40 | 議案第36号 | 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算              |
| 第41 | 議案第37号 | 令和2年度玉城町下水道事業会計予算                   |

(午前9時00分 開会)

## 開会の宣告

○議長(山口 和宏) 只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、令和2年 第1回玉城町議会定例会を開会します。

本定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議中もマスクの着用を義務づけます。発言の際は、聞き取りづらくなることから自己判断にて外していただいても結構です。また、長時間の密室での会議を避けるため1時間に1回15分程度の休憩をはさみ、十分な換気を行うこととします。本来、議場・委員会室での飲食は禁止しておりますが、本定例会に限り水分摂取を許可しますので、適宜水分の補給をお願いします。

なお、傍聴に関しましては、傍聴者の健康を守る観点から受け入れをいたしませんので、ケーブルテレビでご視聴いただくか、ホームページの閲覧をお願いします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮・円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

(議長と呼ぶ声)

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和2年第1回定例会開会にあたりまして挨拶を申し上げます。

新聞でも報道がございましたけれど、昨日午前0時12分に朝日新聞社主の村山美智子様がお亡くなりになりました。大阪本社から昨日連絡をいただきました次第でございます。朝日新聞創設者の村山龍平翁のお孫さんでられました。たえずこの村山家、村山龍平翁のふるさと、玉城町につきましてご心配をいただいたわけでございます。心からご冥福をお祈りする次第でございます。

さて、改めて新型コロナウイルス感染症につきましてお願いを申し上げる次第でございます。現在混乱が続いておりますけど感染症拡大防止のために町が主催する感染リスクの高い行事につきまして、中止や延期、規模縮小の決定をしたわけでございます。また、子どもや住民のみなさんの健康を最優先に考えて、一昨日から学校を臨時休校するとともに公共施設の利用制限を行っております。特に学校につきましては保護者や児童生徒の不安解消を図るため、町はすべての児童クラブで運営をし、保育所については通常どおり保育を行っております。町では感染症対策本部を設置いたしまして情報や必要な対策に当たっております。政府の専門会議では、今後1週間から2週間の感染拡大の瀬戸際と言われております。町といたしましても一日も早く「だれもが安心して暮らせる町」を取り戻せることができるよう職員一丸となりあらゆる手立てをこうじてまいりますので一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。町民のみなさんにおかれましても冷静な対応をお願いするとともに、予防対策に万全を期していただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

それでは令和2年第1回玉城町議会定例会の開会にあたりましての私ども町政運営についての基本的な考え方および主要の施策の一旦を申し述べ、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解ご協力を賜りたいと存じます。新しい令和の時代が幕を開けてはや10か月が経過をいたしました。振り返れば、異常気象による防雨災害が各地で発生をし、尊い命や財産が奪われました。世界情勢もこんこんとするなか、新型コロナウイルス感染についても予断を許さない状況であり、時代はこれまで以上に速いスピードで進んでおります。当町においても危機管理を徹底し、迅速かつ的確な対応に心がけてまいります。さて、今年はいよいよオリンピックイヤーであります。また町政65年、村山龍平翁生誕170年記念の年でもあります。世の中の状況を踏まえつつ記念となる式典や事業を実施したいと考えております。今日までの発展を築いていただきました先人に皆様、日ごろ町政にご理解ご協力をいただいております皆様に改めて感謝するとともに、今後のわが町のさらなる発展に向けた契機とさせていただきたいと思っております。

このような観点から今年、今一度「元気」をテーマとして、町政を進めてまいりた

いと考えております。

今年第2期の「ひと、まち、しごと」の総合戦略のスタートの年であります。当町もすでに人口減少の年に入っております。年間の出生数は100人を割り込むなど人口減少対策が近々の課題となっております。昨年度に地域推進室を設置し、大学の協力も得ながら、下外城田プロジェクトをはじめとする各種の活動を展開しておりますが、より効率的かつ本格的な人口減少対策に繋げてまいります。

また、原地区を中心に進めておりますキウイフルーツ栽培の取組みは、現在のところ順調であると伺っております。国や県、他の自治体からも注目のプロジェクトとなっております。すでに従事者が空き家を活用した移住事例も出てきており、こうした好事例により経済活動が活発化し雇用が生まれ優良の地が守られることは第一次産業に元気をもたらすとともに町の活性化にとって大きな推進力となると考えております。必要な支援を講じていきたいと考えております。また2月までこれまで役場窓口でしてまいりました各種証明書のコンビニ交付が始まっております。マイナンバーカードの取得と併せて是非ご活用いただければと思います。こうした取組みと合わせて平成11年から進めてまいりました午後7時まで業務の一部を見直し、毎週水曜日に限り役場窓口を午後5時15分までにしたいと考えております。働き方改革を含めて更なる利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上のことを踏まえ、新年度予算では限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、玉城町の個性を活かし、更なる創意工夫のもと将来的に持続可能な行財政運営を図ることを目指し編成いたしました。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」では、外城田小学校普通教室の床の改修や放課後児童クラブいなほの郷に県産木材を使用したロッカーを設置いたします。また、小児用視力検査器具の更新をはじめ、保育所・小中学校の備品を充実し更なる子育て環境の充実を図ってまいります。更には、令和3年度の三重とこわか国体に合わせ、生涯スポーツの取組みを推進し、元気・健康づくりを充実してまいります。

次に、「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」では、福祉・研修バスの更新を行うほか、防災行政無線のデジタル化、雨量監視装置や避難所への防災倉庫の設置、外城田川の防災対策工事といったハード整備に加え、自治区防災連絡員の配置支援、自主防災資機材整備補助金の見直しによる組織化支援といったソフト事業の充実・強化により、より強靱な防災体制を構築していきます。

次に、「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」では、アスパピア玉城の外装補修や地元要望に基づくため池の廃止、農地耕作条件改善事業の支援などに取り組み、地域経済の発展を支援してまいります。

次に、「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」では、本議会で上程しております「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」と合わせて、ゴミの減量化読本の改訂し

減量化意識の高揚につなげてまいります。また、継続して田丸城跡整備事業に取り組むほか、玄甲舎の適正な維持管理を行ってまいります。

最後に、「協働のもとで進める効率的なまちづくり」では、地域を元気にする活動を応援し、地域振興や交流の場づくりなどの、活動を支援して参ります。

以上、「第5次玉城町総合計画・後期基本計画」の基本構想に沿って考え方の一端を申し述べさせていただきました。今年には第5次総合計画の仕上げの年であります。しっかりと取り組みを進め、次期総合計画につなげてまいりたいと存じます。

議員の皆様および町民の皆様方の、より一層のご理解ご協力をお願いいたしまして、令和2年第1回玉城町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

### ○議長（山口 和宏）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、諮問第1号及び議案第1号についても人事案件のため机上配布としておりますので、ご了承ください。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山口 和宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において、4番 津田久美子君、5番 前川さおり君の2名を指名します。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（山口 和宏） 次に 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの14日間に決定しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3、諸般の報告をします。

監査委員から、報告第1号 令和元年11月分、ないし、令和2年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

諸般の報告は以上です。

#### 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

（議長と呼ぶ声あり）

町長より 提案理由の説明を求めます。町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。より人権意識を高めるため、この度、小林 一雄氏を人格、識見共に適任と考え、人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山口 和宏） 「質疑なし」と認めます。

質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山口 和宏） 「異議なし」と認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（山口 和宏） 起立全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

#### 日程第5 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（山口 和宏）次に日程第5 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声）

町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である水谷和弘委員が、令和2年4月14日をもって任期満了となるため、その後任委員として、玉城町蚊野1766番地、浦田孝司氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしく、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終ります。

本案につきましても討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これより採決いたします。この採決も起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立 願います。

（起立全員）

起立全員です。

よって、本案は原案の通り同意することに決定しました。

日程第6 議案第2号から日程第7 議案第3号

○議長（山口 和宏）次に、日程第6 議案第2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてないし日程第7 議案第3号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声）

町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第2号 玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。



本議案は、町指定文化財「玄甲舎」の敷地内に整備を進めておりました「集客交流施設」の完成に伴い、その設置及び管理に関して本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細は、地域づくり推進室長から説明いたさせます。

次に、議案第3号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、当町における廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集運搬、再生処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細は、生活環境室長から説明いたさせます。

よろしく願いいたします

○議長（山口 和宏） 総務政策課地域づくり推進室長 里中和樹 君

○総務政策課地域づくり推進室長（里中 和樹） それでは、議案第2号「玉城町集客交流施設の設置及び管理に関する条例」の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、町指定文化財「玄甲舎」敷地内に設置する「集客交流施設」が完成を迎えたため、本条例を制定しようとするものであります。

本集客交流施設では、地域住民の皆さまをはじめ、玄甲舎を訪れた方の飲食・休憩スペースとして活用することを予定しております。なお、運営に当たっては、民間事業者が行うこととなっております。

条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条においては設置の趣旨を定めております。第2条では設置に関して地域交流の拠点として地域活性化を図る旨規定しております。第3条では事務所の名称及び位置を定めており、名称は「玉城町集客交流施設」とし、位置については、玉城町佐田71番地1としております。第4条では適正管理について定め、第5条では、施設や器具について、原状回復、賠償義務等を定めております。また、附則といたしまして、条例施行日を公布の日からとしております。

以上、簡単ですが補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 税務住民課生活環境室長 見並智俊 君

○税務住民課生活環境室長（見並 智俊） 議案第3号 玉城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

条例改正議案のP.7ページをお開きください。

第1条では、目的として当町における廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集運搬、再生処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活

環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。第2条では、本条例で使用する用語の定義を定めています。第3条では町民の責務、第4条では事業者の責務、第5条では町の責務をそれぞれ定めています。第6条では、事業者及び町民は、再生利用できる廃棄物については、なるべく廃棄物として処理せず、再生利用の用途の種類ごとに分別し、再生資源として処理しなければならないことなどを定めています。第7条では、土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努め、廃棄物がみだりに投棄されないよう管理を行わなければならないことなどを定めています。第8条では、一般廃棄物処理計画を定めることとしています。第9条では、一般廃棄物の収集及び運搬について委託することができることを定めています。第10条では、土地又は建物の占有者は、その土地又は建物から発生する一般廃棄物をなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等、町が行う一般廃棄物の収集運搬及び処分に協力しなければならないことを定めています。第11条では、多量の一般廃棄物の処理方法について定めています。第12条では、し尿浄化槽及び合併処理浄化槽を設置する者又はその排水を放流する者は、健康で快適な生活環境を維持するため、浄化槽法で定める適正な管理を行わなければならないことを定めています。第13条では、一般廃棄物処理業の許可等について、第14条では、許可の変更について、それぞれ定めています。第15条では、一般廃棄物処理業の許可の停止及び取り消しについて、第16条では、一般廃棄物処理業の業務停止及び廃止について、それぞれ定めています。第17条では、浄化槽清掃業の許可等について、第18条では、浄化槽清掃業の変更の届出について、それぞれ定めています。第19条では、浄化槽清掃業の廃業等の届出について、第20条では、浄化槽清掃業の許可の停止及び取り消しについて、それぞれ定めています。第21条では、一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者に対し、必要な処置を講ずるよう命じることができることを定めています。第22条では、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処理又は処分が行われた場合等は、当該処理又は処分を行った者等に対し、必要な処置を講じるよう命じることができることを定めています。第23条では、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者から必要な報告を求めることができることを定めています。第24条では、廃棄物再生業者への協力を求めることについて、定めています。第25条では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないことを定めています。第26条では、ふん尿の処理及び使用方法の制限について、定めています。第27条では、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等に係る申請手数料について、定めています。第28条では、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術管理者の資格について、定めています。第29条では、施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。最後に、附則としまして、施行日を令和2年4月1日からとしています。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

## 日程第8 議案第4号から日程第20 議案第16号

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第8 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について  
ないし日程第20 議案第16号 町道の認定についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声あり）

町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第4号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、  
提案理由を申し上げます。

現規定の通勤手当の自動車使用距離に応じた支給額は、国の規定と異なっており、国  
と同様の使用距離区分、規定に整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

旧金森家別邸・「玄甲舎」（茶室）の竣工に伴い、施設を利用する者から使用料を徴収  
するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、生涯教育課長から説明をさせます。

議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は令和元年10月から施行されている幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・  
子育て支援法等の一部が改正されていることから条例で引用する用語等を整備する必  
要があるため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。  
本議案は、令和2年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上  
げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯  
に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同  
様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正されるため所要の改正を行  
うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第8号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げま  
す。

本議案は、太陽光発電設備等について、占用に関する協議事案が増えてきていることか

ら、道路占用許可対象物件とするため、所要の改正を行うものであります。  
なお、詳細は、建設課長から説明をさせます。

議案第9号 玉城町町営住宅管理条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。  
本議案は、公営住宅施行令及び公営住宅施行規則の一部改正により条のずれが生じることに伴い規定の整備をするため所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第10号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の改定により、条のずれが生じることに伴い、規定の整備をするため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第11号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の改定により、条のずれが生じることに伴い、規定の整備をするため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第12号 玉城町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の改定により、条のずれが生じることに伴い、規定の整備をするため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第13号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の改定により、条のずれが生じることに伴い、規定の整備をするため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、非常勤の特別公務員の身分である消防団員は、地方公務員法の適用は受けず、条例で身分を定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、防災対策室長から説明をさせます。

議案第15号 定住自立圏形成協定の変更について、提案理由を申し上げます。  
本議案は、障がい児に対して必要な発達支援が受けられるよう障がい児支援体制の整備を図り、発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築することから「子育て環境の充実」の分野に「児童発達支援センターの設置、運営」の内容を追加するため、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第16号 町道の認定について、提案理由を申し上げます。

今回の路線は、新田町地区において今後整備をしていく路線及び開発により新設された路線を町が管理していくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたします。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 生涯教育課長 平生公一 君

○生涯教育課長(平生 公一) それでは担当いたします、議案第5号 玉城町使用料条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案の21ページをご覧ください。旧金森家別邸・「玄甲舎」茶室は、平成30年に建物の改修、令和2年には庭園整備を終え、5月には竣工を迎えます。今後、施設の活用が見込まれる中、「玄甲舎」の使用料表を定め、玉城町使用料条例の別表へ付け加えるものであります。使用料を定めるにあたっては、近隣で類似の施設運営を参考に「玄甲舎」を、全館と、茶室・住居に分け、利用時間を9時～12時の午前3時間、12時～16時の午後4時間、9時～16時の全日7時間に分けて設定しています。基本料金につきましては、近隣施設から「玄甲舎」に見合う部屋の料金を時間当たり換算し、これを「茶室広間」の町内在住者以外の者を基本単価として算出し、時間当たり600円に定めています。また「住居」につきましては、利用促進を図るため、茶室同様の算出方法に加え、町内の既存施設の実績を踏まえた、時間当たり300円を基本単価としています。町内在住者へは減免措置も設けています。この度の「玄甲舎」使用料とは、施設使用料及び、入場料金をいいます。施設入場料200円につきましては、施設使用者及び高校生以下は徴収いたしません。

以上、玉城町使用料条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長 藤川 健 君

○保健福祉課長(藤川 健) 議案第6号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正議案23ページ、及び議案補足資料、条例改正新旧対照表2ページをご覧ください。この改正は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令」が、今般の無償化制度の実施に向けて子ども・子育て支援法が一部改正されたことを受け、本条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、形式的な文言の改正となりますが、内閣府令において無償化制度の実施に向けて、具体的には食材料費などの実費取り扱いに関する規定が改正されたことなどがございます。議案補足資料、新旧対照表2ページをお開きください。第2条において、法改正により「支給認定」との略称が「教育・保育給付認定」に改められたことに伴う改正です。12号から16号の改正については、改正後の第13条、第39条、第50条、第52条において用いられる定義を加える改正です。

3ページの第3条においても、法改正に伴い幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に“保護者の経済的負担の軽減への配慮”を位置付ける改正です。以降におきましても、法改正によります文言の改正となっております。5ページ 第13条においては、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読替えを全て第35条、第36条において定めることに伴う改正です。また、無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する改正も行っています。6ページ 第13条4項3号では、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する改正で、運営基準上、特定教育・保育施設が利用者負担額とは別に保護者から支払を受けることができる食事の提供に要する費用の範囲が、1号認定子どもと2号認定子どもに改めています。以降の条文改正におきましても、法改正による内閣府令で定められた従うべき基準に適合させながら設定・改正を行っております。以上、簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀 君

○建設課長（中村 元紀） それでは、所管いたします2議案について補足説明をさせていただきます。議案第8号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。議案改正21ページ及び新旧対照表24ページをご覧くださいと思います。

近年、太陽光発電設備等について、占用に関する協議案件が増えてきていることから、道路法施行令第7条第2号に定められている太陽光発電設備及び風力発電設備を別表に追加しようとするものです。占用料の単価につきましては、国土交通省の令和2年4月からの単価に合わせ、占用面積1㎡につき1年760円と定めています。

以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして議案第16号 町道の認定について補足説明を申し上げます。議案のほうをご覧いただきたいと思います。今回認定をお願いする路線につきましては、7路線でございます。新規認定調書及び図面番号1をご覧ください。路線番号565、新田町第16号線は玉城病院西側の新田町第4号線から東に伸びる栗野道を今後、道路及び排水路を整備していくために認定する路線でございます。起点につきましては佐田字高木新畑828番11地先①でございます。終点につきましては佐田字銚子口706番8地先矢印の1でございます。道路の延長としましては552m、幅員につきましては6mから9mと定めてございます。図面番号2から7の6路線につきましては平成23年から平成26年にかけて宅地造成のために作られた道路になります。路線番号566から568につきましては図面番号2・3・4をご覧くださいと思います。新田町第17号線につきましては起点、妙法寺字向山610番1地先、終点、妙法寺字向山606番2地先でございます。延長は158.8m、幅員6mから10mでございます。同様に新田町18号線につきましては、起点、終点それぞれに定めてございます。延長につきましては141.5m、幅員は6mから12mでございます。新田町第19号線は延長が157.8m、幅員が6mから10mでございます。図面番号5の町道サニータウン第1号線については、起点は佐田字高木新畑829番2地先、終点は佐田字長塚830番1地先となっております。延長は284.8m、幅員は6mから12mでループ状になるものでございます。次に図面番号6番、路線番号570号、こちらにうきましては、町道妙法寺第9号線でございます。起点につきましては妙法寺字西浦25番8地先、終点は妙法寺字西浦23番8、延長は196m、幅員は6mから12mでコの字型になるものでございます。最後に路線番号571号線、町道萱町浦町線、起点は田丸字萱町375番1地先、終点、佐田字下町1043番2地先、延長104.7m、幅員5mから6mでございます。以上、新規7路線について認定、整備あるいは管理をしていこうとするもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上簡単ですが補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

総務政策課防災対策室長 山口成人 君

○総務政策課防災対策室長（山口 成人） 議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について補足説明いたします。

現在、消防団員は定員70名に対し欠員7名の状況であります。欠員の原因の一つとして、町内勤務の在住者が、婚姻等により隣接市町へ転出する場合、居住条件により、退団となります。又、年齢条件において一般団員は「18歳以上55歳未満」と規定されており、団員確保が困難な状況の中、確保できないまま退団となることがございます。第3条においてそれらの解消を図り、団員確保に努めるものです。

また、第6条欠格事項、第7条分限、第9条分限及び懲戒の手続において、消防庁通知の消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例案に基づき、追加整備するもの

でございます。

以上補足説明と致します。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

提案理由の途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

（午前 9時53分 休憩）

（午前10時08分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。提案理由の説明を続けます。

次に、日程第21 議案第17号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算（第4号）  
ないし日程第30 議案第26号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算  
（第3号）を一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声あり）

町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第17号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9千100万円を追加し、予算総額を59億9千700万円とするものであります。その主なものといたしまして、歳入につきましては、町内企業の動向を踏まえ、法人町民税の減額、固定資産税では償却資産の増額を見込んでおります。また、たばこ税、地方消費税交付金、ふるさと応援寄附金などについて、収入実績により増額計上しております。

歳出につきましては、総務費で町債管理基金・活性化対策基金・ふるさと応援基金などへの積立金、民生費では、利用実績に合わせた心身障害者福祉費の増額、農林水産費では、ため池耐震整備計画の策定を新規計上しています。教育費では育英基金積立金の新規計上のほか、教科書の改訂に伴い指導書の購入経費を計上しております。この他、歳入歳出とも実績精査により補正を行っております。

次に、繰越明許費の補正でございます。新規に農林水産費、農業費、基盤整備促進事業のほか8事業を追加しております。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

議案第18号令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ1千403万円を増額し、予算総額を15億616万5千円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明させます。



議案第19号 令和元年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ99万5千円を増額し、予算総額を4千848万7千円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

議案第20号 令和元年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、歳入で負担金及び使用料等の減額、繰入金の減額で合計540万円を減額し、歳出でも同額の540万円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ7千164万9千円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

議案第21号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ6千165万5千円を減額し、予算総額を14億883万3千円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明させます。

議案第22号 令和元年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ1千353万1千円を増額し、予算総額を3億408万6千円とするものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明させます。

議案第23号 令和元年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で5千337万7千円増の6億7千224万1千円、支出で2千439万8千円減の7億2千245万9千円とするものであります。

また、資本的収支においては、収入で8万5千円減の5千389万4千円、支出で、123万6千円減の7千620万6千円とするものであります。

なお、詳細は、病院老健事務局長より説明させます。

議案第24号 令和元年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、給水量の増加による業務の予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で355万9千円増額の3億2千314万9千円、支出で、1千109万5千円の増額の2億8千579万4千円とするものです。

また、資本的収支では、収入で6万4千円増額の1千404万円とし、支出で575万円を減額して2億4千944万4千円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

議案第25号 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、年間予算の調整をいたすものであります。収益的収支において、施設事業収益で17万円増額し3億6千409万5千円に、施設事業費用で2千619万7千円減額し、3億7千17万7千円とするものでございます。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明させます。

議案第26号 令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、排水量の増加等に伴う業務の予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で3千559万2千円減額の3億8千932万3千円、支出で3千559万2千円を減額して、5億328万2千円とするものです。

また、資本的収支では、収入で1千39万3千円の減額、支出で同額の1千39万3千円を減額し、資本的収入及び支出をそれぞれ3億5千888万4千円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀 君

○副町長（田間 宏紀） 議案第17号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 藤川 健 君

○保健福祉課長（藤川 健） 所管いたします3議案について補足説明を申し上げます。

議案第18号令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

議案第21号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

議案第22号 令和元年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野公啓 君

○産業振興課長（西野 公啓） 議案第19号 令和元年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行 君

○上下水道課長（真砂 浩行） 所管いたします3議案につて補足説明を申し上げます。

議案第20号 令和元年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

議案第24号 令和元年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

議案第26号 令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（議長と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古憲司 君

○病院老健事務局長（中世古憲司） 議案第23号 令和元年度玉城町病院事業会計補正

予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

議案第25号 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

ここで15分の休憩を取ります。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。

次に、日程第31 議案第27号 令和2年度玉城町一般会計予算ないし日程第41 議案第37号 令和2年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

（議長と呼ぶ声あり）

町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第27号 令和2年度玉城町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

国の令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、新たな時代への挑戦として「第4次産業革命による高度な経済、便利で豊かな生活が送れる社会の実現」「人勢100年時代の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍」を掲げています。本町の予算につきましても、こうした国の動向を踏まえつつ、玉城町の個性を活かし、更なる創意工夫のもと将来的に持続可能な「元気な」まちづくりを目指し編成いたしました。

また、令和2年度は町政施行65周年、村山龍平翁生誕170周年など節目となる記念年であることから、周辺の状況も考慮しながら各事業の実施に合わせて記念事業を展開していきたいと考えております。

一般会計予算の総額は、59億7千100万円で、前年度当初予算比で3億5万円の増額、率にして6.2%増となっております。全体としましては、これまでの実績を踏まえた地方消費税交付金の増額、事業に合わせた国県庫支出金及び町債の増額を見込んでおります。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。なお、幼児教育の無償化及び自動車に係る環境性能割の導入など、国の動きに合わせて財源構成に変更がありますのでご了承ください。

まず町税では、前年度当初予算と比較して、金額で6千882万5千円の増額、率に

して3.3%増の21億3千225万5千円を計上しております。増額の主な要因としましては、法人町民税については社会情勢を反映し若干の減額を見込むものの、固定資産税の家屋、償却資産の増額を見込み、前年度対比で増額としております。

次に譲与税及び交付金では、過去の実績や国の地方財政計画を踏まえ、それぞれの収入額を見込んでおります。

次に国庫支出金では、前年度当初予算と比較して金額で5千84万7千円の増額、率にして10.3%増の5億4千454万8千円を計上しております。増額の主な要因としましては、利用量の増加に伴う民生費国庫負担金、防災行政無線のデジタル化、道路改良事業や各種補助関連事業費の増加によるものであります。

次に繰入金では、財源調整による財政調整基金、町債管理基金、ふるさと応援基金からの繰入額を計上しております。

次に繰越金では、前年度同様の3千万円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明いたします。なお、各項目において会計年度任用職員制度の導入により予算構成が変更となっておりますので、ご了承ください。

先ず総務費では、前年度当初予算と比較して、金額で6千681万8千円の減額、率にして9.8%減の6億1千266万8千円を計上しております。主な要因としましては、コンビニ交付導入事業や地方創生推進交付金事業の完了によるものであります。

次に民生費では、金額で1億3千236万6千円の増額、率にして6.5%増の21億5千411万2千円を計上しております。主な要因としましては、利用者の増加による心身障害者福祉費の増額や福祉研修バスの更新費用の新規計上、児童クラブ増築事業の完了による減額によるものであります。

次に衛生費では、金額で763万2千円の減額、率にして1.7%減の4億4千659万5千円を計上しております。主な要因としましては、退職による人件費の減額および実績を踏まえた事業精査によるものであります。

次に労働費では、昨年度とほぼ同額の2千234万7千円を計上いたしております。

次に農林水産費では、金額で5千31万6千円の増額、率にして17.3%増の3億4千177万8千円を計上しております。主な要因としましては、ため池廃止のための農村地域防災減災事業やキウイフルーツ産地化に係る農地耕作条件改善事業の新規計上のほか、県営土地改良事業、林道の災害防止対策工事の計上によるものであります。

次に商工費では、金額で1千500万6千円の増額、率にして18.7%増の9千526万6千円を計上しております。主なものとしまして、観光情報発信・誘客促進事業やアスパア玉城施設の外装補修に伴う山村振興事業特別会計への繰出金の増額によるものあります。

次に土木費では、金額で1億2千62万2千円の増額、率にして40.6%増、の4

億1千793万9千円を計上しております。主な要因としては、外城田川など河川の浚渫をはじめ、道路や河川の維持補修、道路改良等工事の増額によるものであります。

次に消防費では、金額で1億6千万94万円の増額、率にして64.4%増の4億1千92万5千円を計上しております。主なものとしましては、防災行政無線のデジタル化に伴う経費の計上をはじめ、防災倉庫や雨量監視装置の設置に伴う経費の計上によるものであります

次に教育費では、金額で1千527万4千円の減額、率にして3.2%減の4億6千212万6千円を計上しております。主な要因としましては、小学校費において施設修繕費用の減額、中学校費において教育パソコン賃借料の増額、社会教育費の文化財費において田丸城跡および玄甲舎修復工事の減額、保健体育費において体育センターの屋根補修にかかる経費の新規計上などであります。

次に公債費では、金額で756千円の増額、率にして0.2%増の4億1千151万5千円を計上いたしております。

最後に諸支出金では、金額で4千116万3千円の減額、率にして7.8%減の4億8千814万5千円を計上いたしております。主な要因としましては、病院事業への繰出金の増額及び介護老人保健施設事業、公共下水道事業への繰出金の減額を合わせたものとなっております。

なお、詳細は、副町長から説明させます。

議案第28号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、平成30年度から県に設置される特別会計で一元的に財政運営される仕組みとなっております。

歳入歳出予算総額をそれぞれ15億1千498万8千円とし、前年度当初予算と比較して、4.1%の増となっております。

保険給付費については、前年度当初予算と比較して、4.9%増の9億6千509万2千円と見込んでいます。

令和2年度も、被保険者の健康の保持増進、疾病予防のため、成人病予防検診、特定健康診査、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明させます。

議案第29号 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ135万1千円といたしており、その主な内容としましては、歳入では、諸収入で99万3千円。また、歳出におきましては、公債費で52万7千円、諸支出金44万円を計上いたしております

す。なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第30号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度予算につきましては、アスピーア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を、6千22万6千円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、30.2%の増となっております。

引き続きアスピーア玉城全体を、農村地域資源を活用した集客交流振興施設として、ご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりますとともに、本年度は外装の改修を考えております。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

議案第31号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算をそれぞれ8千519万8千円とし、歳入では主に使用料、負担金、繰入金、企業債を見込み、歳出では、処理場の維持管理経費、地方債償還に係る公債費等を計上しました。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第32号 令和2年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出予算総額をそれぞれ15億185万5千円とし、前年度当初予算と比較して4.9%の増となっております。

本年度は第7期事業計画の最終年度であり、3か年の検証を行いながら第8期事業計画の策定に取り組んでまいります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明させます。

議案第33号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和2年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億3千232万8千円としております。

前年度当初予算と比較いたしまして、14.4%の増となっています。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明いたさせます。

議案第34号 令和2年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

三重県下に過疎化、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫ばれる中、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が顕著化しており、財政基盤も決して強くない地域にあって自治体病院を運営することは決して容易なことではありません。

昨年9月においては、地域医療構想の論議の過程で、国から公立・公的医療機関の再編・統合について、医療機関の実名が突如公表され、話題となったのは記憶に新しいところです。

そのような中、当院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、特に高齢化社会に対応した「地域包括医療・ケア」治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開する医療ケアを実践しているところであります。

スタッフが力を合わせ、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めています。

令和2年度予定は、業務の予定量として、外来患者総数は、1日95.0人、年間延べ23,085人を予定し、また、入院患者数につきましては、療養病床で年間延べ患者数を17,885人、病床利用率98.0%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費としています。

収益的収支でございますが、事業収益6億5千908万7千円、事業費用7億4千570万8千円を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入で2千359万8千円を見込み、支出では、建設改良費及び企業債元金償還金で4千719万5千円を計上し、不足する額2千359万7千円は過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第35号 令和2年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

上水道は、日常生活や社会経済活動に欠かせない重要なライフラインである一方で、地震など自然災害への対策や施設の老朽化に伴う更新および耐震化、人口減少問題に端を発する給水人口の減少や施設規模の再構築など、様々な社会情勢の変化に対応していかなければなりません。

こうした状況の中、施設の適正な維持管理による安心・安全な水道水の供給を行い、強靱で持続できるサービスの確保に今後も努めて参りたいと考えています。

令和2年度の予算における収益的収支は、収入で3億2千546万円、支出で2億5千500万7千円を予定しています。

年間給水量は200万立方メートルを見込み、収入における営業収益で3億366万4千円を計上しています。また、営業外収益では、長期前受金戻入(れいにゅう)、受



取利息及び配当金など、2千179万6千円を計上しています。

支出においては、営業費用で2億3千519万3千円、営業外費用で972万3千円、特別損失で9万1千円、予備費として1千万円を計上しており、収支差引きで7千45万3千円の純利益を見込んでいます。

次に資本的収支は、収入で企業債・分担金・繰入金により1億5千985万2千円を見込み、支出では、配水管更新工事費を含めた建設改良費、固定資産購入費及び償還金を合わせて2億5千466万5千円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額9千481万3千円については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

議案第36号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業について、提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、先の病院事業にて申し上げました「地域包括医療ケア」における介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることが出来るよう取り組み、そして、住民の皆さんに必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を深め、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、令和2年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間1万8千470人、通所リハビリ利用者年間5千544人、訪問看護利用者年間3千475人、訪問介護利用者年間2千698人、居宅介護支援利用者年間1千788人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

収益的収支でございますが、事業収益3億5千622万5千円、事業費用3億8千342万3千円を計上いたしました。

資本的収支の収入につきましては、412万6千円、支出は825万円で、不足する額412万4千円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明させます。

議案第37号 令和2年度玉城町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設です。

年々、供用開始区域が拡大され、農集排を含んだ令和元年度末での当町の下水道普及率は、94.6パーセントとなる見込みです。令和2年度は、管渠整備したホームタウン上田辺地区および勝田地区における舗装復旧工事を予定し、継続事業である玉城苑管渠更新工事を予定しています。

令和2年度の予算における収益的収支は、収入で5億849万5千円、支出で5億379万6千円を予定しており、年間総排水量を125万5千540立方メートルと見込み、収入における営業収益で、1億2千837万4千円を計上しています。また、営業外収益では補助金、長期前受金戻入(れいにゅう)、消費税還付金など3億8千12万1千円を計上しています。

支出においては、営業費用で、4億1千719万1千円、営業外費用で、8千655万5千円、特別損失で、5万円を計上しています。

次に、資本的収支における収入では、企業債、補助金、負担金を合わせて2億4千919万4千円を見込み、支出では委託料、工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費、企業債にかかる償還金を合わせて3億7千31万4千円を計上しています。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 副町長 田間宏紀 君

○副町長(田間 宏紀) 議案第27号 令和2年度玉城町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(山口 和宏) 補足説明の途中ですが、ここでお昼休憩とさせていただきます。

午後は1時からお願いいたします。

(午前12時04分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。昼休憩前に引き続き補足説明を行います。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 副町長 田間宏紀 君

○副町長(田間 宏紀) それでは続きまして一般会計予算、74ページ、産業振興費から説明させていただきます。

(予算書朗読方々説明する)

(議長と呼ぶ声あり)

保健福祉課長 藤川 健 君

○保健福祉課長(藤川 健) 所管いたします3議案について補足説明をいたします。

議案第28号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議案第32号 令和2年度玉城町介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議案第33号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 産業振興課長 西野公啓 君

○産業振興課長(西野 公啓) 議案第30号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 上下水道課長 真砂浩行 君

○上下水道課長(真砂 浩行) 議案第31号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議案第35号 令和2年度玉城町水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議案第37号 令和2年度玉城町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(山口 和宏) 補足説明の途中ですが、15分間の休憩を取ります

(午後2時00分 休憩)

(午後2時15分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。休憩前に引き続き補足説明を行います。

(議長と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 病院老健事務局長 中世古憲司 君

○病院老健事務局長(中世古憲司) 議案第34号 令和2年度玉城町病院事業会計予算

について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

議案第36号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日5日は、午前9時から本会議を開き、

町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会しますが、

この後、副町長より報告事項がありますので、着席のままお待ちください。

(午後2時27分 散会)